



すみずみで守る、  
を主流に。

どこよりもよい流域治水とともに

## 報道発表

令和8年1月23日14時00分

奈良県

大和郡山市

近畿地方整備局大和川河川事務所

# 大和郡山市の貯留機能保全区域を拡大！ ～地域の浸水リスク軽減を期待～

- 令和3年に改正された「特定都市河川浸水被害対策法」では被害対象を減少させるための対策として「貯留機能保全区域」※1と「浸水被害防止区域」※2の指定が位置づけられ、大和川は法改正後全国初となる特定都市河川に指定されました。
- このうち貯留機能保全区域について、大和川特定都市河川流域内の奈良県大和郡山市番条地区では、地元住民協力のもと、令和6年12月24日に貯留機能保全区域の指定を行ったところです。このたび、より多くの地元住民の皆様のご理解とご協力が得られたことから、区域の拡大を行うはこびとなりました。
- つきましては、貯留機能保全区域の指定に関する奈良県の告示について、以下のとおりお知らせします。

※1 貯留機能保全区域：河川沿いの低地など、その土地が持つ貯留機能を将来にわたって保全するため、土地所有者に同意の上で、関係市町村長の意見聴取のもと、知事が指定するもの。指定後、知事は当該土地への盛土等、貯留機能を阻害する行為について事前の届出を求め、必要な助言・勧告を行うことができる。

※2 浸水被害防止区域：住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地において、関係住民・利害関係人による意見書提出・関係市長村長の意見聴取のもと、知事が指定するもの。指定後、知事は当該土地における開発・建築を制限（事前届出制）することができる。

### 1. 貯留機能保全区域指定の告示

令和8年1月23日（金）

### 2. 貯留機能保全区域指定の概要

別紙1のとおり

〈取扱い〉

〈配布場所〉近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ

〈告示・貯留機能保全区域指定箇所の詳細に関する問合せ先〉

奈良県 県土マネジメント部 河川整備課

主幹 近藤 善紀（内線：63933）

係長 山田 翔大（内線：63940）

電話 0742-27-7507（直通）

〈貯留機能保全区域指定の制度に関する問合せ先〉

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所

副所長 後藤 彦幸（内線：204）

流域治水課長 中 友太郎（内線：351）

電話 072-971-1381（代表）

## 貯留機能保全区域指定の概要

特定都市河川浸水被害対策法が令和3年5月に改正され、新たに土地利用対策として貯留機能保全区域制度が創設されました。

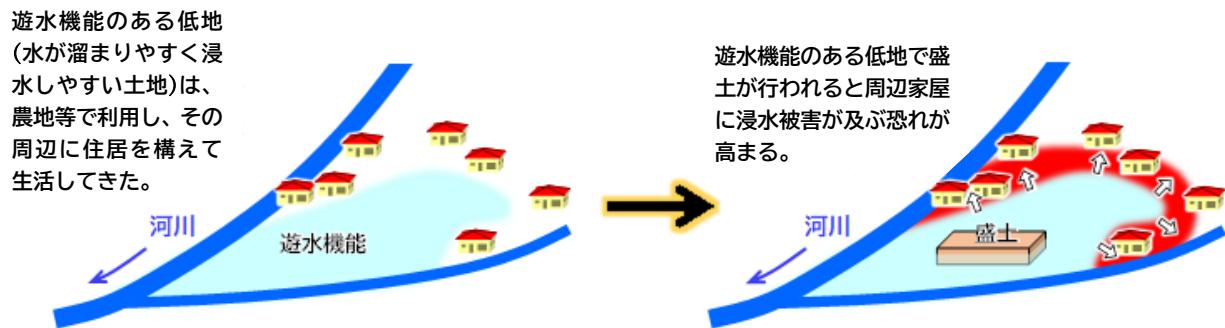
貯留機能保全区域とは、その土地が元来有している遊水機能（貯留機能）を可能な限り保全していくことを目的としており、浸水被害の拡大を抑制する効用があると認められる区域を貯留機能保全区域として県が指定することができる制度です。

令和8年1月23日、遊水機能を保全していくことに同意をいただくことができた大和郡山市番条（ばんじょう）地区の一部（約6.1ha）を貯留機能保全区域に指定しました。

これにより、令和6年12月24日指定済みの区域（約3.6ha）と合わせ、約9.7haの土地について、将来にわたり遊水機能が保全されることが期待されます。

近年は、気候変動の影響により記録的短時間大雨や線状降水帯などにより全国各地で大規模な水害が発生しています。水害を未然に防ぎ、「もしも」のときに備えるため、流域全体で河川改修や貯留施設の整備などを行うハード対策とあわせて、土地利用対策である区域指定や避難に必要な洪水浸水想定区域図の公表などのソフト対策を一体的に実施し、流域が一丸となって流域治水に引き続き取り組んでまいります。

### 【遊水機能保全の必要性（イメージ）】

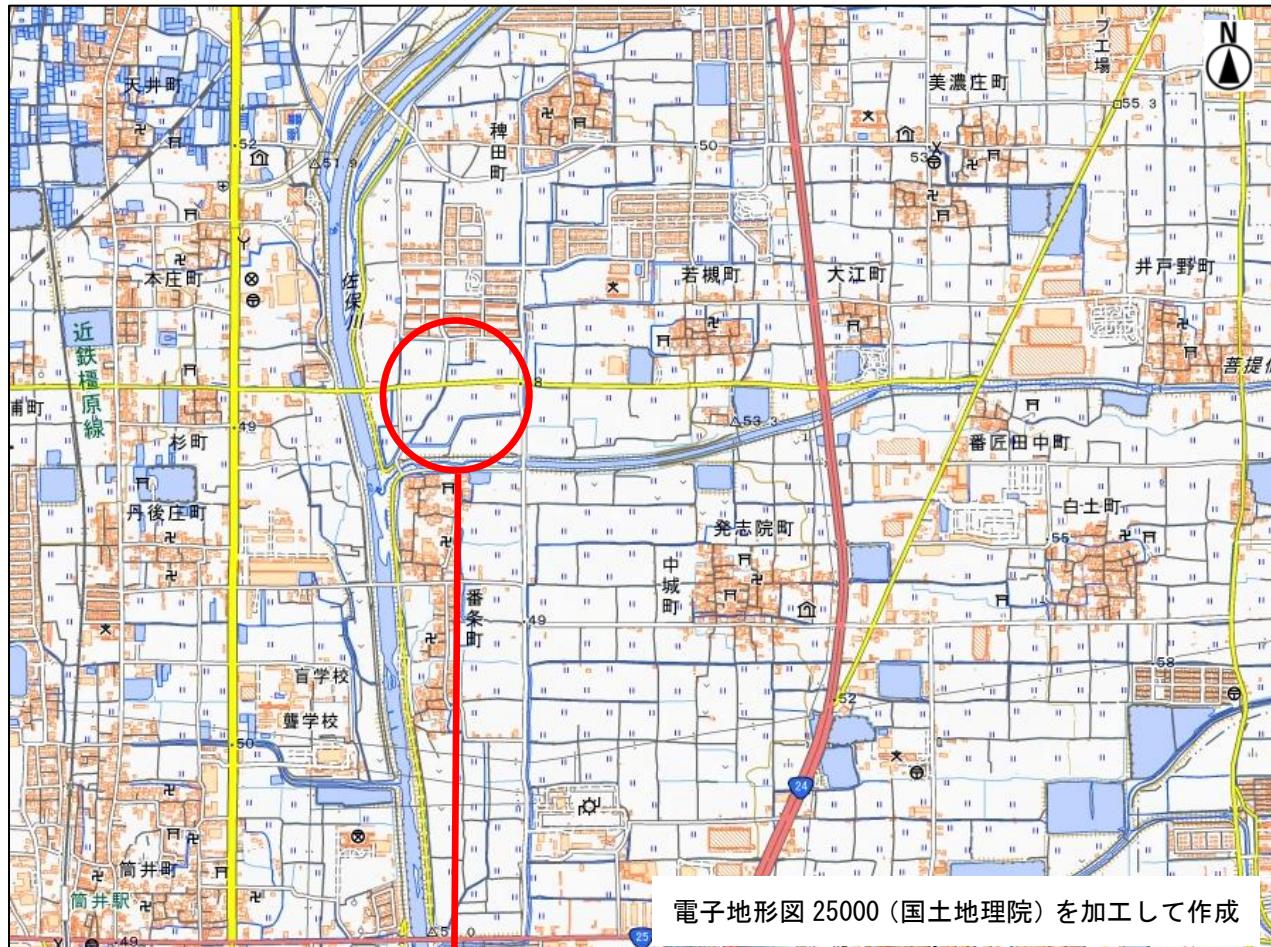


貯留機能保全区域に指定された区域では…

**規制** 盛土等の貯留機能阻害有為を行おうとする場合は「届出」が必要になります。  
また、知事は必要に応じて助言又は勧告を行うことができます。

**支援策** 固定資産税等について、指定後3年間、標準課税を市町村の条例で定める割合に軽減します。

# 大和郡山市番条(ばんじょう)地区



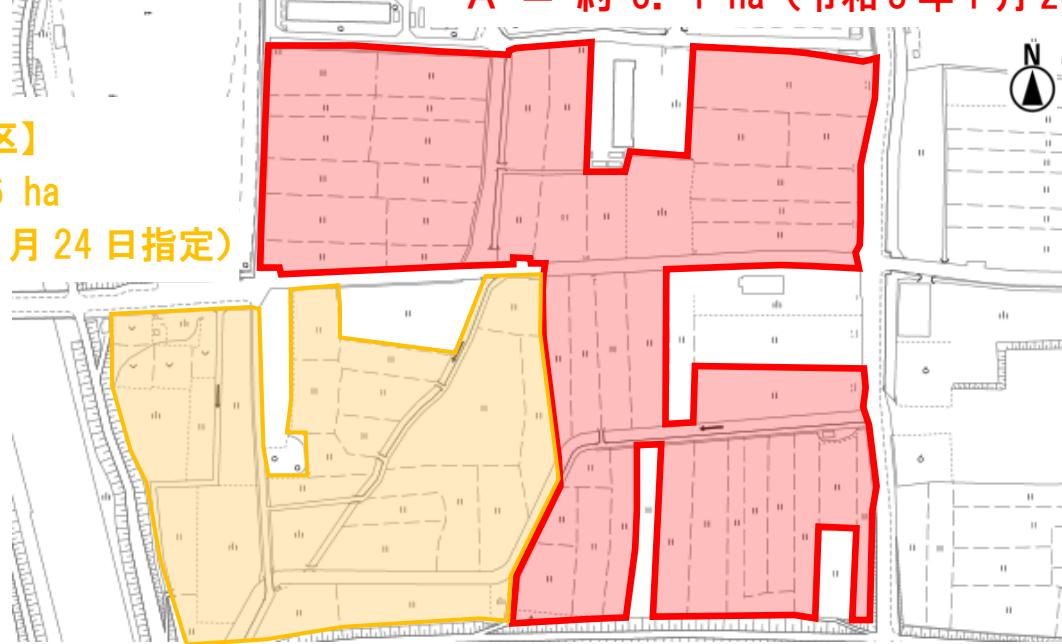
## 【番条(口)地区】

A = 約 6.1 ha (令和8年1月23日指定)

## 【番条(イ)地区】

A = 約 3.6 ha

(令和6年12月24日指定)



大和郡山市都市計画図を加工して作成

# 大和川流域における貯留機能保全区域指定に係る取組状況

## 1次候補地の指定

令和6年  
1月31日  
大和川流域水害対策協議会  
区域指定の方針について合意

令和6年  
7月11日/9月5日  
地元説明会(国・県・市)  
土地所有者を対象に説明会

令和6年  
11月29日  
同意書 取得(大和郡山市) 19名、41筆

令和6年  
12月2日～12月4日  
奈良県より大和郡山市に対し意見照会

法指定に向けた手続き(県)  
告示手続き・土地所有者への通知等

令和6年  
12月24日  
貯留機能保全区域に指定(県)  
大和郡山市番条(イ)地区

## 2次候補地の指定

令和7年  
8月4日  
地元説明会(国・県・市)  
土地所有者を対象に説明会

令和8年  
1月5日  
同意書 取得(大和郡山市) 24名、63筆

令和8年  
1月6日～1月8日  
奈良県より大和郡山市に対し意見照会

法指定に向けた手続き(県)  
告示手続き・土地所有者への通知等

令和8年  
1月23日  
貯留機能保全区域に指定(県)  
大和郡山市番条(ロ)地区



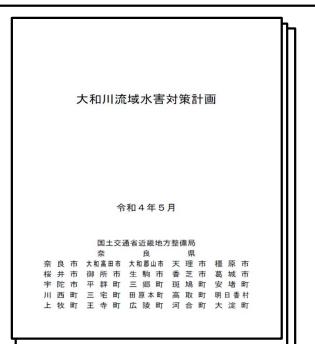
大和川流域水害対策協議会の様子

### 【構成員】

奈良県(知事、総務部長、危機管理監、環境森林部長、食農部長、  
県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長)  
流域内25市町村の長、下水道管理者  
近畿地方整備局(局長、建設部長、河川部長)  
近畿農政局(農村振興部長)、奈良森林管理事務所長  
近畿地方環境事務所長、奈良財務事務所長、奈良地方気象台長、  
奈良県防災士会理事長

### 【協議事項】

- ・流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議
- ・流域水害対策計画の実施に係る連絡調整



大和川流域水害対策計画